

議長

議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。

なお、議案第1号農地法第3条の規定の整理番号3-1については、議案第1号農地法第3条の規定による整理番号3-2と関連する事項がございますのであわせて審議いたします。

よろしいでしょうか。

【異議なしの声】

異議なしの声をいただきました。

それでは、

審議を行います。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について及び議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1について、11月21日に落合久明推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字白子字清流山地内にある畑1筆407㎡です。等積交換ということで整理番号3-1及び3-2についても同一面積となっております。

整理番号3-1及び3-2について、農地の現況は適正に作付けされております。

譲受人は整理番号3-1及び3-2を等積にて交換し、農業経営を継続するために申請されるということです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではダイコン、ノラボウ、ハウレンソウなどを作付けするということです。

5 番

また、通作については自宅に隣接している場所にあるため、特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 1 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、肥沼健一委員の説明のとおりです。

譲受人は現在、大字白子の戸建住宅に家族 4 人で居住しています。

今回の申請につきましては、許可申請の整理番号 3 - 2 にあります、大字白子 2 3 0 番 3 の農地と等積交換をするものです。

譲受人の農作業の経験については、4 5 年以上の経験があります。

譲受人からは今回、ジャガイモ、葉物、ナス、ピーマンなどの作付け計画が提出されております。

また、通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので、問題ありません。こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和 4 年 1 1 月 7 日、同日農業委員会受付となっております。次に、審査基準のうち該当する 6 つについてご説明します。

1 つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。

2 つ目、機械の所有状況ですが、刈払機 1 台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3 つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4 つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3 条 2 項 4 号には該当しません。

5 つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の 5 a を申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6 つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

続きまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 3 - 2 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、肥沼健一委員の説明のとおりです。

事務局

譲受人は現在、大字白子の戸建住宅に家族3人で居住しています。
今回の申請につきましては、許可申請の整理番号3-1にあります、大字白子231番2の農地と等積交換をするものです。
譲受人の農作業の経験については、50年以上の経験があります。
譲受人からは今回、ジャガイモ、サトイモの作付け計画が提出されております。
また、通作に関してですが、自宅に隣接しておりますので、問題ありません。
こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。
申請年月日は、令和4年11月7日、同日農業委員会受付となっております。次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませぬ。
2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。
3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。
補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました落合久明推進委員から、何か意見等預かっていますか。

5番

特段問題ございません。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1及び議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8番

仮に面積が等積でなくても農地の交換は可能ですか。契約上、金銭のやり取りが発生するのでしょうか。

事務局

等積による交換でなくとも交換は可能です。
なお、契約上において金銭が発生するか否かについては契約者双方の取

事務局	り決めによるものとなります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
	続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。
	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。
	それでは事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	【議案書読み上げ】
	説明は以上です。
議長	それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。
	地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の江原良弘委員より現地調査報告をお願いいたします。
4番	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、11月16日に吉田彰宏進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。
	申請地は大字上名栗字小殿道下地内にある畑1筆347㎡です。

4番

農地の現状は、全体的に保全管理されております。
周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。
現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、江原良弘委員の説明のとおりです。

申請人は現在、市内の上名栗地区において個人経営による自動車修理業を営んでおります。事業規模の拡大に伴い、現在の敷地では代車及び積載車ならびにタイヤ等の保管スペースが大幅に不足している状況となってきたことから、今回の申請地に計画をしたものです。

また、申請地は、既存の修理工場の敷地から約100m程度の距離であり利便性も高く、申請者の実家の傍であることから盗難等の被害の心配も少ないなど安全性も高く、最適な場所であることから、今回の申請場所を車両置場といたく申請するものです。

申請年月日は、令和4年11月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長	<p>同行して調査していただきました吉田彰宏推進委員から、何か意見等預かっていますか。</p>
5 番	<p>特段ございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－1 について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－1 について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－2 について審議いたします。</p> <p>整理番号 5－2 について地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
6 番	<p>整理番号 5－2 について、11 月 17 日に吉田勝紀委員、大野忠司推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字上畑字中堂地内にある畑 1 筆 5 9 1 m²の内 5 8. 5 m²です。農地の現況ですが、保全管理されておりました。</p> <p>本申請については、昨年 10 月に農地法第 5 条の一時転用許可がされた案件ですが、材料の納期の遅延などにより予定していた工事期間までに完了できなかったことから、その継続工事を実施するため、今回申請をするものです。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、柏崎光一委員の説明のとおりです。

申請人は、アイ・スリー株式会社です。当申請につきましては、令和3年9月の農業委員会総会での決議を経て令和3年10月に県の許可を受けた案件でしたが、材料の納期の遅延などにより予定された工事期間内に完了できなかったことから、今回改めて申請をするものです。

申請者は前回の申請による工事において、建設位置へコンクリート柱の建て込みまでは完了しましたが、農地を避けてクレーン搬入及び人力搬入を行うといった計画のとおりには行かず、建柱する位置まで重機を寄せて作業をしなければならなくなったことから申請をするものです。

なお、今回の申請は一時転用申請となりますので工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、令和4年11月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について審議いたします。

地区担当委員の肥沼健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

5番

整理番号5-3について、11月21日に落合久明推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字白子字南地内にある畑2筆526㎡です。

農地の現況ですが、保全管理されておりました。

周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。

以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。

なお、本申請地については、令和4年6月に農地法第5条の農地転用許可がされた案件と同一の場所となります。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、肥沼健一委員の説明のとおりです。

申請人は、現在、東京都内の賃貸住宅にそれぞれ居住をしておりますが、

事務局

今年の11月下旬に入籍する予定となっております。

今後、同居をする際には、現在の住まいでは手狭であることから戸建て住宅の建築を検討し土地を探しておりました。二人とも以前から農作業に興味があり、自然豊かな環境の中で家庭菜園ができる場所を埼玉県の西部地区を中心に探していたところ、今回の申請地であれば、都内への通勤も可能であり、条件に合うことから、当該申請地に住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和4年11月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた落合久明推進委員から、何か意見等預かっていますか。

5番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番

本申請地において住宅部分はどういう配置になりますか。

事務局	別添の土地利用計画図のとおり、大字白子48番9、48番11の2筆に跨って建築される計画となっております。
6番	本申請地は傾斜がありますが、造成せず、平らにはしないで建築するのでしょうか。
事務局	お質しのとおり本申請地には傾斜がありますが、盛土等による造成はせず、住宅の基礎コンクリートを打設し建築をするものです。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
議長	続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について審議いたします。 地区担当委員の大河原佐智子委員より現地調査報告をお願いいたします。
7番	整理番号5-4について、11月11日に的板徳市推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字小岩井字岩本地内にある畑1筆818㎡です。 農地の現況ですが、保全管理されておりました。
7番	周辺農地への影響ですが、特段の問題はないと考えます。 以上、現地調査においてこの農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。
現地の状況については、大河原佐智子委員の説明のとおりです。
申請人は大字下名栗地内にある土木業を営む法人です。

申請者は、近年、土砂災害等の復旧工事など、工事の受注量も増加傾向となるにつれ、現在の大字下名栗地内の会社の資材置場のスペースでは手狭となってきたことから当該申請地を資材置場とする計画をいたしました。

資材置場の条件として、①会社、市街地から共に近い所、②十分な広さがあり、平坦地である所、③資材搬入が容易な所の3点を条件とし、候補地を検討していたところ、申請地が条件に適していることから、申請をするものです。

申請年月日は、令和4年11月7日、同日農業委員会受付となっております。
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。
農地区分は第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費、造成費、建築費、その他に対し、自己資金と融資にて対応することによって関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことではないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。
補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただいた的板徳市推進委員から何か意見を預かっていますか。

7番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ございま

すか。

【なしの声あり】

他に無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による農地転用の届出及び、報告第2号農地法第5条の規定による農地転用届出並びに報告第3号農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、令和4年11月飯能市農業委員会総会を閉会します。